



福祉制度の活用

本日のまとめ

- 身体障害者福祉法
 - 級の問題
 - 補装具の交付
 - 日常生活用具
 - 年金
 - 身体障害者自立支援法
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律
-

身体障害者福祉と補装具

- 損なわれた身体機能を補完・代償するもの
- 身体に装用して常用するもの
- 給付に際し医師の意見書を必要とするもの

- 補装具は医師が介在し、処方を行う必要があり、また処方したものが障害者に適合しているかどうか確認する必要がある。
- 製品完成後における適合判定や、完成品の不備等に関する点検まで原則として責任を持つものと解するべき、とされている。

さまざまな制度

- 障害年金の制度
 - 聴覚障害では2級以上(20歳以上)
 - 児童では児童福祉手当などの制度
- 補装具の制度
 - 補聴器
- 日常生活用具
 - 文字放送デコーダーなど



補装具

- 6級以上で補聴器の交付が受けられる
 - 補聴器は「補装具」の枠組みであり、医師の診断書(意見書)が必要である。
 - 法的には医師はその調整にまで責任があるものとされている。
-

補聴器交付の基本

- 6級から4級まで
 - 標準型補聴器
 - 3級以上
 - 高度型補聴器
 - 補聴器を装用して70%以上の了解度があること
 - 意見書の中に妥当な理由の記載があれば必ずしもこの限りではない
-

身体障害者手帳交付までの流れ

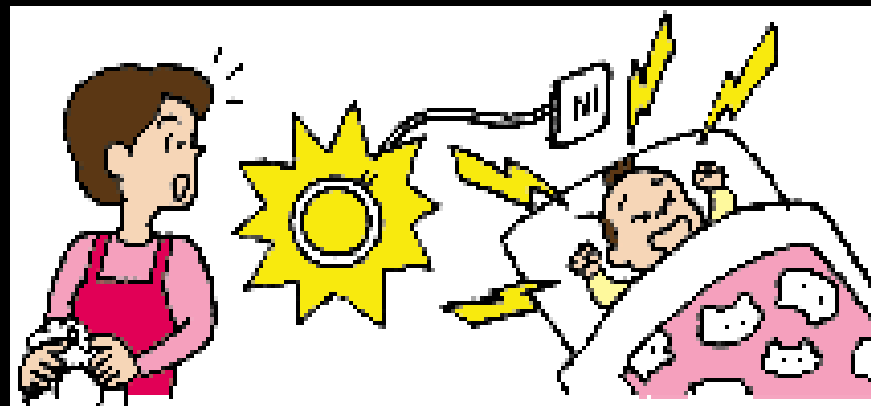
- 相談：福祉事務所で相談し、診断書の用紙を入
 - 受診：法第15条指定医師の診断を受ける。
 - 申請：福祉事務所に書類提出
 - 審査：更生相談所にて障害程度審査委員会による審査（書類審査）
 - 交付：手帳に該当すると判断された場合は、福祉事務所で手帳を発行。
-

補聴器交付までの流れ

- 診断：耳鼻咽喉科医師による「補装具交付意見書」の記載
 - 申請：自治体への書類提出
 - 審査：更生相談所にて審査
 - 交付：補聴器の現物給付
-
- 基準以外の補聴器の交付は更生相談所で
 - デジタル補聴器
 - 挿耳型など
-

日常生活用具

- 障害者の日常生活に必要なもので医師の診断書が必要でないもの
 - 障害者用通信装置(FAX)
 - 字幕放送デコーダー
 - 聴覚障害者屋内信号装置
 - 受話器音量増幅器
 - 振動時計
 - 光るチャイム



障害者自立支援法

- 身体障害者の基準は今までどおりで個人負担が導入される
 - 10%の個人負担 vs 90%の行政の負担
 - 「現物給付」の原則から「金銭給付」への変更
 - ただし、補聴器店に直接に振り込まれるシステムを作っている
 - 上限を設けた定率負担として、「応益負担」の制度が取り入れられる
-

更生医療は4月にスタート

- 原則は医療負担上限までの1割負担
- 更生、育成、重度身体障害者医療を統合
- 食費は日額780円を負担
- 月あたりの負担額には上限がある
 - 所得税額が30万円以下の所帯の場合
 - 40700円が上限となる
- 育成医療については「激変緩和の経過措置」がとられる予定

補装具の基準額は

- 平成15年度の交付実績からは
 - 標準型箱型 34200円
 - 標準型耳掛型 43900円
 - 高度 箱型 55800円
 - 高度 耳掛型 67300円
 - 挿耳型 137000円
 - 骨導 箱型 67000円
 - 骨導 眼鏡型 120000円

補装具の交付は

- 補聴器の金額に応じて定率一割負担
 - 今まで同様、基準額は決められる見込み
 - 基準額を上回る機種についての定率負担
- 月額負担上限額
 - 一般 37200円
 - 市税非課税所帯 24600円から15000円
 - 生活保護 0円

変更の見通し

- 容易に手に入るものは日常生活用具から外れる
 - パーソナルコンピューターがはずれる
 - 人工喉頭は日常生活用具に
 - 容易に手に入るものは補装具(修理部品)から外れる
 - 補聴器の電池 イヤーモールド
 - 携帯型会話伝達装置は補装具に変更
 - 医師の意見書が必要になる
-

自立支援の精神とは

- 年金などの福祉政策で障害者を守るのではなく、就労を可能として自立した生活を送ることを助けることが目標
 - 障害者の雇用
 - 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では「障害者雇用率制度」が設けられており、「常用雇用労働者数」が56人以上の一般事業主は、その「常用雇用労働者数」の1.8%以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならない
-

雇用率を上げるために

- 独立行政法人 高齡・障害者雇用支援事業
 - 助成金制度：
 - ハローワークでの求人管理
 - サンクステップなどの民間の職業紹介事務業も機能している
-

補聴器に関する福祉制度は

- これから障害者自立支援法の導入に伴って
 - 身体障害者の診断自体は変わらない
 - 補聴器の交付基準も変わらない
 - 自己負担は導入されて、金銭給付に変わる
 - 補聴器選択の自由度はあがる
 - 今後の動向に注意は必要
-